

2023年7月24日

株式会社ユビキタス AI

代表取締役社長 長谷川 聡

問合せ先： 執行役員 財務経理部長 芦谷 耕司

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的向上と社会からの信頼獲得のために企業活動を規律する枠組みであると考えております。社会にとって価値ある企業となるために、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-1-①】

当社では、過去における株主総会議案において、相当数の反対票が投じられた事例がなかったことから、特段の反対票分析を行っておりません。

今後、反対票割合の動向を注視し、取締役会においてその原因分析を行い、株主に対する説明を行う等適切な対応を検討してまいります。

【補充原則 1-2-④】

当社では現状、招集通知の2週間前発送等の対応を行っておりますが、議決権行使の電子化、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等を行っておりません。株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案し、引き続き検討してまいります。

【補充原則 1-2-⑤】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。ただし、今後要望が出てきた際には正当性を確認し、傍聴等を認めるか検討してまいります。

【原則 1-3】

当社は、資本効率の向上や株主に対する適切な利益還元は、重要な経営課題のひとつであると考えておりますが、具体的な方針を定めるには至っておりません。

当面は、収益力の向上・改善が最重要課題であると認識しており、収益力を強化し、企業価値の向上

に努めてまいります。

【原則 1-4】

当社は、投資先との協働や情報共有等により当社、投資先及び双方のステークホルダーの中長期的な利益に繋がると考えられる場合には、取締役会にて当該株式の取得を決定し保有いたします。なお、継続的保有、縮減に関しては、取締役会にて改めて精査・検証いたします。ただし、検証内容の開示方法については、今後その方法も含めて、検討してまいります。

政策保有株式の議決権行使に当たっては、個々の議案を精査した上で、株主利益を軽視していない限り当該相手先の会社提案を尊重いたします。ただし、当該取引先に不祥事または反社会的行為が発生した場合には、コーポレート・ガバナンスの改善に資するよう議決権を行使いたします。

【補充原則 2-4-①】

当社は、従業員が当社の成長を支える重要かつ必要不可欠な存在であるとの認識に立ち、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限に能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。

上記の考えの下、当社では、管理職への登用等にあたっては、年齢、性別や社歴等で区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会を得られるようになっております。

そのため、具体的な目標水準は定めておりませんが、スキルアップのためのセミナー、講習会への参加の推進や資格取得に対する支援を行っております。

【原則 2-6】

当社は確定給付企業年金制度を有しております。年金資産規模が比較的小さいため、専門人材の配置等は特に行っておりませんが、外部機関に運用委託のうえ同運用状況を定期的に確認しております。

【補充原則 3-1-②】

当社は、会社案内・ウェブサイト・四半期毎の決算説明資料の英訳を実施しております。今後、海外投資家比率に注視し、決算短信、株主総会招集通知の英文化を検討してまいります。

【補充原則 3-1-③】

当社は経営戦略の開示に当たって人的資本や知的財産への投資等及びサステナビリティについての取り組みを開示しておりません。これらについては、今後の検討課題としてまいります。

【補充原則 4-1-③】

当社は、経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な経営課題であると認識しており、今後、後継者計画の策定・運用等について検討してまいります。

【補充原則 4-2-①】

当社は、現状、業績連動報酬として短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長に連動するストック・オプションの制度を設けておりますが、株主への配当を行わない場合には支給しないものとしております。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったより良い報酬制度となるよう検討してまいります。

【補充原則 4-2-②】

サステナビリティに関する方針、取組み、及び事業ポートフォリオに関する基本的な方針の策定については、今後検討してまいります。

【補充原則 4-3-①】

当社は、経営陣幹部の選任の方針を定めておりませんが、経営陣幹部の選任に当たっては、人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で、適任と認められる者の中から候補者を選定し、社外取締役が出席する取締役会において慎重に審議を行ない選任しております。経営陣幹部の解任については、不正あるいは背任行為があった場合、または適格性がないか著しく欠ける場合等、社外取締役が出席する取締役会において決定いたします。

【補充原則 4-3-②】

当社は、最高経営責任者（CEO）の選解任につきましては、最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において業績等の評価や経営環境の変化等を総合的に勘案し、適切に決定しております。

【補充原則 4-3-③】

当社は、最高経営責任者（CEO）の解任につきましては、任意の諮問委員会の設置や明確な解任要件を定めてはおりませんが、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合には、取締役会の決議に基づく解任手続きを実施します。

【補充原則 4-8-①】

独立社外取締役の発言は、現体制下でも積極的に生かされていると判断しており、独立社外取締役のみを構成員とする会合などは行っておりません。

【補充原則 4-8-②】

独立社外取締役と取締役等との連携は、現体制下でも十分に確保できていると考えていることから筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

【原則 4-9】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しておりますが、当社独自の独立性判断基準についても今後検討してまいります。

【補充原則 4-10-①】

当社は、任意の委員会は設置しておりませんが、独立社外取締役を2名選任しており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、独立社外取締役の意見が反映されるように取締役会で協議を行っております。

【原則 4-11】

当社の取締役会は、経歴、実績、知識、経験、能力等のバランスを総合的に勘案のうえ選任された、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されております。現在の取締役は全員男性かつ日本人であります。ジェンダーや国際性の面での多様性確保についても引き続き検討してまいります。

【補充原則 4-11-①】

当社の取締役会は、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた人員で構成することを、基本的な考え方としております。当社は、これらの知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成しており、株主総会において取締役選任議案を上程する際、参考資料として開示しております。

【補充原則 4-11-③】

当社取締役会は、各種法令や定款、社内規定に則って適切な議事運営を行っており、社外取締役、社外監査役も交えて十分な議論が行われていることから有効に機能していると考えております。取締役会の実効性の分析、評価方法については、今後検討してまいります。

【原則 4-14】 ・ 【補充原則 4-14-②】

取締役・監査役は能力・経験・知識等、職務遂行能力を具備していると判断したうえで指名し、株主総会の承認を得ております。トレーニング機会の提供は制度的にはございませんが、申し出により費用支援を必要とする視察・研修等につきましては認めております。また、社外取締役・社外監査役については、就任時に会社の事業・財務・組織等の基本的な情報を提供しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

[原則 1-7]

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役と会社の取引について取締役会の承認を得て行うこととしております。また、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年、期末に関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

[補充原則 2-4-①]

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

[原則 2-6]

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

[原則 3-1]

- (i) 当社の経営戦略等に関しましては、有価証券報告書の事業の状況や株主総会招集通知の事業報告等で適宜開示しております。
- (ii) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書及び有価証券報告書で開示しております。
- (iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書及び有価証券報告書及び株主総会招集通知で開示しております。
- (iv) 当社は、経営幹部の選解任と取締役候補の選任を行うにあたっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また監査役候補の選任を行うにあたっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定し、株主総会にて選任することとしております。
- (v) 当社は、取締役および監査役の選任・指名につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書に個人別の経歴を記載しており、社外取締役および社外監査役の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

[補充原則 4-1-①]

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令並びに定款で定める事項の他、「取締役会規程」で取締役会に付議すべき事項を規定しております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令・定款・「取締役会規程」に定められた事項以外の業務執行を担当取締役や管理職者等に委任し、これらの者は「職務分掌規程」・「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づいて業務を執行しております。

[原則 4-9]

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則 4-11-①】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則 4-11-②】

兼職の状況については株主総会招集通知等に記載のうえ開示しております。なお、取締役会等の出席状況からも兼職は合理的な範囲にとどまっているものと認識しております。

【補充原則 4-11-③】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則 4-14-②】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【原則 5-1】

当社では、株主との対話に関する対応は、総務人事部を IR 担当部署として実施しております。その際把握した株主からの意見等については、必要に応じて経営陣幹部へ報告いたします。当社のウェブサイトでは適宜、IR 情報・PR 情報を掲載しております。今後も、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に取り組んでまいります。

【補充原則 5-1-②】

当社は、企業価値の持続的な拡大のために株主との信頼関係の構築が重要であると認識しており、適切な説明責任を果たすべく株主との積極的な対話の維持に努めてまいります。株主・投資家への対応については総務人事部を専任部署として定め、株主・投資家への対応を総括しております。

- (i) 株主との対話に関しては、IR を担当する総務人事部長が統括しております。
- (ii) 当社の総務人事部は、開示資料の作成や株主への適切な情報開示体制を整えるため、社内関係部門と適宜連携を図っております。
- (iii) 株主との対話については、定時株主総会の他に事業説明会を開催するほか、当社ウェブサイト
に株主からの問合せフォームを設置し、個別の質問や受領した意見について回答しております。
- (iv) 投資家との対話を通じて得られた意見等は、適宜、経営陣幹部へ報告しております。
- (iv) インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 SBI 証券	351,626	3.36
東京短資株式会社	258,500	2.47
株式会社村田製作所	202,000	1.93
鈴木 明和	199,900	1.91
au カブコム証券株式会社	184,800	1.76
鈴木 仁志	150,000	1.43
マネックス証券株式会社	144,370	1.38
上田八木短資株式会社	129,200	1.23
滝田 芳彦	118,500	1.13
鈴木 ミチ子	114,100	1.09

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京スタンダード
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阿部 海輔	公認会計士													
爲廣 暁雄	他の会社の出身者								△					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 海輔	○	—	これまでの当社における社外監査役としての実績に加え、今後も、公認会計士としての観点から、当社の経営に対する監督と助言を頂きた

			<p>いため、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>
爲廣 暁雄	○	<p>同氏は、Noah International Corp.の董事長兼総経理であります。当社は、過去に同社との間で製造委託契約の取引関係がありましたが、2019年3月以降の取引はございません。当社と同社の利害関係は、当社の意思決定に重大な影響を与えるものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>IT 及びソフトウェアに関する事業の企業経営者としての豊富な経験があり、経営上求められる判断力、見識などを有し、当社の経営に対する監督と助言を頂きたいため、社外取締役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は監査役制度を採用しており、社外監査役 3 名（うち独立役員 3 名）体制です。監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。</p> <p>会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しており、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、情報交換をしております。</p>
--

社長又は社長の指名する者が、年間内部監査計画に則り、会計伝票、財務管理表の通査等の内部監査を実施しており、監査役は、内部監査担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。

また、内部監査担当部門は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、会計監査人及び内部監査部門は、年 2 回の会合を持ち情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山形 有司	他の会社の出身者													
皆川 克正	弁護士													
阿曾 友淳	公認会計士									△				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員		
山形 有司	○	—	<p>同氏は、主に、外資系企業において管理部門を統括してきた豊富な経験と見識を当社の監査に活かして頂きたいため、社外監査役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>
皆川 克正	○	—	<p>同氏は、主に、弁護士としての企業法務の経験が豊富であり、その経験と見識を当社で活かして頂きたいため、社外監査役に選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>
阿曾 友淳	○	<p>同氏からは、業務委託契約に基づき企業会計分野に関する助言等を受けておりましたが、対価は当社への経済的依存度が生じるほどの多額ではなく、また、当該契約は、当社監査役就任と同時に終了しておりますので、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>同氏は、主に、公認会計士並びに他社での監査役としての幅広い見識、豊富な経験を当社の監査に活かして頂きたいため、社外監査役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2019年5月31日に第10回新株予約権の行使期限が満了し、ストック・オプションは消滅いたしました。が、今後も、取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、会社業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的としてストック・オプションその他のインセンティブプランの導入を検討して参ります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

2023年3月期の取締役及び監査役の報酬総額は、有価証券報告書及び事業報告において開示しております。内訳は以下のとおりであります。

1. 取締役報酬は、4名に対するもの56,600千円、うち社外取締役2名に対するもの9,600千円です。
2. 監査役報酬は、3名に対するもの14,400千円、うち社外監査役3名に対するもの14,400千円です。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

具体的には、職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの3要素によって構成されます。なお、2023年3月期はこのうち基本報酬の支給の費用計上を行っております。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて当社の経営状況、及び内容、社員の給与との均衡、および一般的な役員報酬の相場を勘案し、役員の職位ごとに決定いたします。

社外取締役の報酬については、その役員の社会的地位、会社への貢献度ならびに就任の事情などを総合的に勘案し固定給を支払うこととしております。

③ 業績連動報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、当期の会社の業績に応じて決定します。

ストック・オプションの各役員への付与数については、取締役社長が取締役会に諮って決定いたします。但し、株主への配当を行わない場合には支給いたしません。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：1億円以内 2004年10月22日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役・社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会を運営・補佐する組織としては、取締役会事務局がその役割を担っており、取締役会の開催にあたっては、事前に付議する議案の案内及び資料の事前配布を行い、必要に応じて補足説明を行っております。

なお、社外監査役に対する全般的な情報伝達は、監査役会において、常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は5名の取締役で構成され、取締役会は原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

また、当社の取締役会には、2名の社外取締役が選任されております。社外取締役は、取締役会に出席し、業績その他の経営状況の把握に努め、客観的立場から助言を行い、意見を述べています。

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役3名（うち独立役員3名）体制です。監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。また、監査役監査については、管理部門を統括してきた豊富な経験、見識を有する者、公認会計士資格を有する者及び弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

【責任限定契約の概要】

会社法第427条第1項に基づき、当社と社外取締役2名及び社外監査役3名とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と会

社法第 425 条第 1 項の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法】

当社は、2021 年 3 月 15 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

取締役及び監査役報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

具体的には、職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの 3 要素によって構成されます。なお、2023 年 3 月期はこのうち基本報酬の支給の費用計上を行っております。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、役位、職責に応じて当社の経営状況、及び内容、社員の給与との均衡、および一般的な役員報酬の相場を勘案し、役員の職位ごとに決定いたします。

社外取締役の報酬については、その役員の社会的地位、会社への貢献度ならびに就任の事情などを総合的に勘案し固定給を支払うこととしております。

③ 業績連動報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、当期の会社の業績に応じて決定します。

ストック・オプションの各役員への付与数については、取締役社長が取締役会に諮って決定いたします。但し、株主への配当を行わない場合には支給いたしません。

監査役報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：1 億円以内 2004 年 10 月 22 日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は少なくとも月1回開催し、迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は3名の常勤取締役と2名の非常勤取締役（社外取締役）で構成されております。

また、当社は監査役会設置会社であり、3名の社外監査役を選任しております。監査役は、会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通しており、取締役会への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査を行っております。

以上により、経営監視機能が十分に発揮できる体制を整えていると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近期における株主総会は、集中日を回避して、2023年6月27日午後3時00分より開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯端末から当社が指定する議決権行使サイト（ https://www.web54.net ）にアクセスし、電磁的方法によって議決権を行使することが可能となっております。
その他	株主総会の運営については、映像を利用した事業報告を行うなど、株主にわかりやすい運営を目指しております。招集通知は、当社ウェブサイトにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、招集通知、その他適時開示書類、中期経営計画、株主総会（動画配信）等	
IR に関する部署(担当者)の設置	総務人事部が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	—

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

a. 取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

また、当社は、取締役会の監視機能の維持、強化のため、社外取締役2名を選任しております。

b. 取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

c. 代表取締役

代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

d. 監査役

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

(2) コンプライアンス

「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定、及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は社長とします。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努めます。

(4) 内部監査

内部監査は、社長又は社長が指示した者が行うこととし、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか、職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティーリスク、その他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各種管理規程、取組基準、投資基準、リスク限度額、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限一覧」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行います。

(2) 当社は、子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等につき、子会社の取締役を通して当社の経営会議若しくは取締役会に報告させることにより、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握を図り、必要に応じて子会社に対して改善点等を指摘します。

(3) 当社と子会社間の取引条件については、一般の取引条件と比べて、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないように決定します。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 補助使用人の設置

補助使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。監査役は、補助使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。

(2) 補助使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に移譲されたものとし、取締役は補助使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、補助使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

7. 取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとします。

(2) 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
- ・業績及び業績の見通しの発表の内容
- ・内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
- ・行政処分の内容
- ・その他監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。

(4) 子会社の取締役、執行役員及び使用人から監査役に報告すべき事項として報告を受けた者は、当該報告事項を当社の監査役に対して報告します。

8. 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当該報告者に対し、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について

生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に支障のないように速やかに費用または債務の処理を行います。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査部門と監査役の連携
 監査役は、内部監査部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議し、意見交換をするなど密接な情報交換と連携を図ります。

(2) 外部専門家の起用
 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 「反社会的勢力対応ガイドライン」を定め、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係は一切ありません。

(2) 反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの精神に則り対応するとともに、企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し周知徹底に努めています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

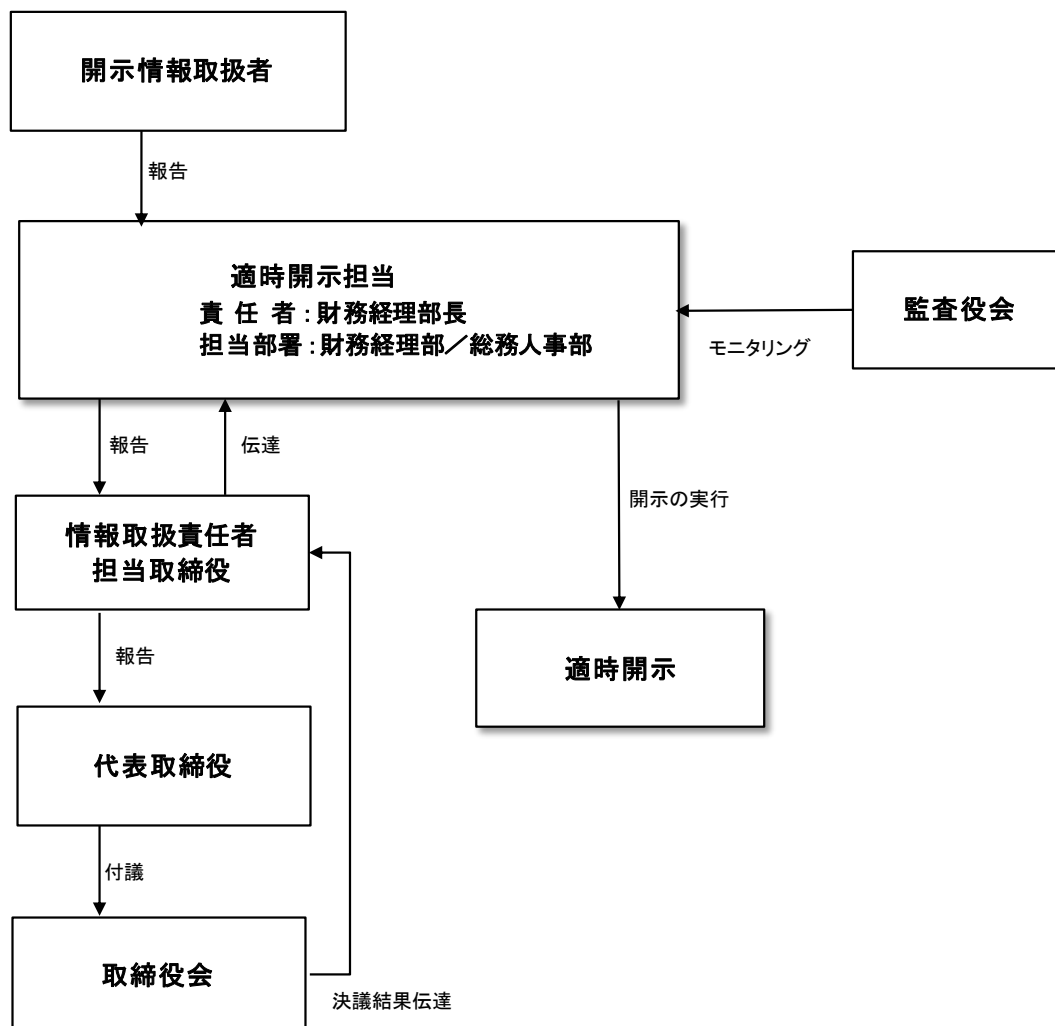
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

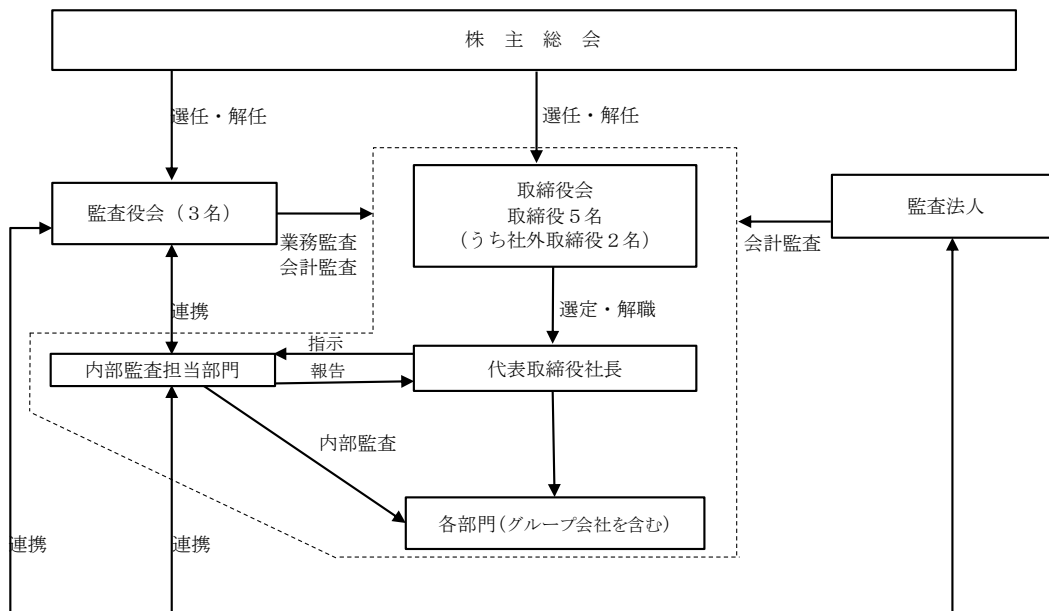
—

《参考資料》 適時開示体制の概要



《参考資料》 模式図

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制



以上